

議題	テーマ提言について
項目	前回までの企業会計基準諮問会議における新規テーマの提案 のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更 意見聴取等の見解の整理

I. 本資料の目的

- 本資料は、新規テーマの提案である「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」について、意見聴取と情報要請に寄せられた見解の整理をご報告し、それを踏まえてご意見をいただくことを目的としている。本資料の見解の整理は、第 56 回企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）（2026 年 3 月 13 日開催）で行った整理と同じ枠組みに基づき、追加の情報を踏まえて改めて実施している。
- なお、本資料の分析の基礎となるこれまでの意見聴取と情報要請については、資料(1)-2-1 から資料(1)-2-3 を参照いただきたい。

II. 意見聴取等の見解の整理

（質問 1：のれんの非償却の導入を支持する理由）

- のれんの非償却の導入を支持する意見を概ね次のように整理している。情報要請で示した見解は A-1 から A-6 であり、追加の見解の考えられるものについては A-7 以降に示している。

No. ¹	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
A-1	M&A の促進	・M&A 後の利益圧迫を嫌って、経済合理性のある M&A を中止・断念しているケースが多く生じている。物的資産の乏しい企業を対象とする買収はのれんが大きくなりやすく、M&A を躊躇させている。 ・M&A のコンペでは、償却負担のある日本基準適用企業は高い価格を提示できず買い負けが生じており、国際競争力を阻害している。 ・スタートアップは純資産が極めて薄く、研究開発型では売

¹ ここで示す番号は、議論を整理するために基準諮問会議事務局が設定したものである。以下同じ。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

No. ¹	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
		上が当初計上されないことも多いため、買収価格との差額であるのれんが非常に大きくなりやすい。そのため、取得企業にとっては、スタートアップはのれん償却の悪影響を最も強く受ける M&A の対象企業群であり、スタートアップに対する M&A を敬遠することが多い。 ・ M&A でプレミアムを支払うことは、成長加速投資や買収後のシナジーを想定しているはずである。有形資産から無形資産に企業価値の焦点が移ってきている中で、のれんを機械的に償却することは M&A の目的や価値創造と整合しない。 ・ のれんの償却を求める現行の会計基準は、事業者が M&A を検討する際の足枷となっており、また、スタートアップの出口戦略の多様化を阻害している。 ・ スタートアップ育成、成熟経済における企業成長及び経済的影響のため、のれんは非償却とすべきである。
A-2	企業価値評価における情報の有用性	・ 投資家が重視するのは会計上の償却ではなくキャッシュ・フローであり、Cash on Cash を基礎とする評価が主流である。このため、投資家は、業績分析においてのれんの償却費は無視している。 ・ 定期償却により営業利益、当期純利益が低くなり、PER（株価収益率）を重視する日本の市場では、企業価値が低く評価されやすい。また、利益の圧迫が収益性の低さと誤認され、結果として資本コストを高め、企業の成長力を削いでいる。 ・ スタートアップ企業に投資を行う投資家は、指標を補正する機関投資家と異なり、表面的な利益の多寡に反応しやすいため、定期償却はネガティブなノイズとなる。このように、定期償却が株価を不当に押し下げている。 ・ のれんの償却費により利益が低下している状況において、昨今は表面的な数字に対してアクションを起こすロボット投資等が増えており、市場における株価形成が近視眼的・表面的になってきていると感じている。
A-3	国際的な比較可能性	・ IFRS 会計基準と米国会計基準が非償却を採用しており、のれんの償却を求める日本基準は国際的に少数派である。このような状況において、日本基準が償却を維持することは

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

No. ¹	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
		海外投資家への説明コストを増大させている。
A-4	償却期間の設定の難しさ	・償却期間の決定には、恣意性が介入する。また、取得企業と監査法人との協議で決まるという側面があり、買収価格決定時においては償却年数が確定しない。 ・実務では、償却期間が回収可能期間で設定されることが多い。この場合、有望な案件ほど事業計画が短期間で設定され、結果として償却期間が短くなるため、優良な投資ほど直近の利益が小さく見えるという逆転現象が生じている。 ・償却期間が様々であり、企業の業績を比較することを困難にしている。
A-5	経営の規律への寄与	・減損テストの方が投資の成否を明確に可視化するため、経営者の説明責任を高める。 ・割引率の設定と回収可能価額の評価を通じて経営者のアカウンタビリティを高め、資本コストを意識した規律ある経営に繋がる。
A-6	相対的なコスト負担	・非償却の導入や維持に係るコストは、必要なコストとして負担していく。これらはのれんの償却費ほど重要ではなく、また、IFRS 導入よりも低コストである。
A-7	のれんは時の経過で減価するとは限らない	・のれんはブランド等の実際に存在する価値を表現しており、時の経過で減価するとは限らない。一律の定額償却は実態無視の過度な保守主義である。 ・無形資産は物理的摩耗がなく減価パターンも多様である。有形資産を前提とした定額償却は企業実態に適合しない。 ・のれんの構成要素には、超老舗企業の永続的ブランド価値のように、時の経過で減耗しゼロになるとは限らず、残存し続ける部分もあると考えられる。
A-8	資産の信頼性の確保	・自己創設のれんを認識しないのは、測定・評価の困難さに起因する便宜的措置であり、買入のれんも同様に事後の評価が困難な資産である。このため、非償却として毎期の減損テストにより資産の信頼性を確保すべきである。

（質問 2： のれんの非償却の導入を支持しない理由）

4. のれんの非償却の導入を支持する意見を概ね次のように整理している。情報要請で示し

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

た見解は B-1 から B-11 であり、追加の見解と考えられるものについては B-12 以降に示している。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
B-1	買入のれん価値の減価及び自己創設のれんとの入替え	・ のれんは、競争を通じて超過利益の獲得能力が時間とともに減少する。 ・ のれんの償却の実務は、企業の平均的な利益獲得能力の平均回帰傾向（5年から10年程度）と整合している。 ・ のれんが将来の収益力に対する期待を表しているものであると捉えれば、時間の経過とともにその価値は減少すると考えることが自然である。 ・ 本来、買収の「買入のれん」は時間の経過とともに価値が減少していくはずであり、償却はそれを反映するのに適している。非償却の下での減損テストの場合、事後の努力による成果や既存事業の余力の要素がシールドとなり、価値の低下が表面化しにくくなる。結果として、のれんの中身が、財務報告の目的の観点から資産に含まれないこととされている自己創設のれんへ変質してしまう。
B-2	M&A による投資成果の適切な判定	・ のれんは M&A に投じたコストの一部である。のれん償却費を期間配分し、M&A のシナジーを得るための投資原価として売上高と対比させることにより、M&A の投資成果を判定する役割を持つ。換言すると、のれんの償却費を計上したうえで利益を出していることが、投下資本を回収していること及びそれを越えたシナジーを生み出していることを示している。
B-3	株主価値を犠牲にする M&A の抑制効果	・ のれんの償却には、毎年の償却費が利益を圧迫するという仕組みがあるおかげで、経営者は慎重な判断を行う必要が生じている。償却がなければ、失敗した M&A のコストが表面化せず、株主価値を犠牲にする過度な投資を助長するおそれがある。
B-4	減損損失の認識時期が遅すぎる又は金額が少なすぎる (too little, too late)	・ 減損の判断に経営者の裁量が介入しやすく、報酬や任期、財務制限条項への抵触回避などの動機から、損失の計上が先送りされる傾向があることを示す実証分析の研究がある。 ・ 買収した事業の業績が悪くても、会社全体や他の部門が持つ自己創設のれんと合算して減損テストが行われるこ

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
		とで、のれんの価値下落が覆い隠され、バランスシートに反映されない状況が生じる。このように、非償却モデルが依存する減損テストには、損失の認識が遅いという構造的な問題がある。 ・非償却には too little, too late の問題があり、また、業績悪化時に減損により損失が雪だるま式に増え、経営の健全性に課題が生じることが懸念される。
B-5	貸借対照表の有用性に関する課題	・非償却の会計処理の下では、投資回収が終わったはずの買収コストまで資産として残り続け、のれん残高が自己資本や総資産に対して異常に大きく積み上がる状況を招くおそれがある。このようにのれんが減らないことにより、ROA（総資産利益率）などの資産効率指標が改善されず、また格付分析においても自己資本比率の信頼性が低下するなど、クレジット分析において伝統的な指標の有効性が失われる。
B-6	M&A の促進に関する証拠の欠如	・過去にのれんの非償却へ移行した国々の事例を見ても、それによって M&A が有意に増加したという明確な証拠はない。企業は事業に必要な M&A を選別・実施しており、会計処理の違いはそれを決める大きな要因にはなっていない。 ・M&A の意思決定は事業の将来の成長性により判断するため、のれんを償却するかどうかでその判断は変わらない。
B-7	コストの増加	・のれんの非償却の導入は、企業結合の取得原価の配分の取扱い、のれんと他の減損の取扱いの見直し、開示の拡充などを伴うと考えられる。これらを実施するには、専門性や慎重な判断、監査対応が必要となり、作成者のコストが増加する。見直しの影響は上場会社以外にも及ぶと考えられるため、人的資源の乏しい企業にとって、負担増は深刻になると考えられる。
B-8	経営の規律への寄与	・償却によって投資回収の過程を継続的にモニタリングし、その投資回収が困難であると判断された場合に減損損失を認識する一連の仕組みは、企業結合の投資判断に対して一定の規律を与える。
B-9	個人投資家の保護	・非償却とすることで業績をよく見せたいという思惑があるとすれば、投資家保護の観点から懸念がある。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
B-10	政策目的による会計基準の改正に対する反対	・スタートアップ企業の取引の活性化に反対するものではないが、その手段が会計基準の変更という形になっていることに疑念を持っている。会計基準は企業経営の実態を適切に反映するために設定されるべきものであり、政策的な目的のための手段として会計基準の変更を行うべきではない。
B-11	国際的な会計基準への対応のスタンス	・国際会計基準との整合性を図っていく考え方があることは理解するものの、昨今の国際会計基準の動きは必ずしも正しいとは思えないものがある。このような状況においては、単純に国際会計基準に合わせていくべきものではない。
B-12	償却期間の課題への対応	・実務上の償却期間の逆転現象は、現行基準に従いのれんの効果の及ぶ期間を正しく設定することで解決すべきである。
B-13	経営の安定性、財務規律の確保	・定期償却は将来生じ得るリスクの早期費用化を可能にし、利益を安定化させる。業績悪化時に多額の減損が連鎖する負のスパイラルを防ぎ、経営と経済の安定性を確保できる。 ・非償却では減損以外にのれんを除却できず、過大な残高が市場の懸念材料となる。これにより M&A を通じた成長が抑制されるおそれがあり、財務規律への影響も考慮すべきである。
B-14	不可逆な改正への懸念	・非償却化はのれん残高の膨張を招き、償却への復帰を困難にする不可逆な改正である。国際的な整合性だけでなく、中長期的な実務や制度全体への影響を考慮すべきである。
B-15	IFRS 会計基準の任意適用の可能性	・現行制度でも IFRS 会計基準の任意適用で非償却の会計処理を適用することは可能である。適用企業の分布から、企業規模やコストは移行の阻害要因とは言えず、非償却を望む企業は IFRS 会計基準への移行で対応すべきである。
B-16	市場での情報提供姿勢が未成熟	・日本市場は特許満了等の開示が不十分で投資家の規律も弱い。企業の開示姿勢や市場の評価能力が未成熟な現状では、不確実な減損より規則的な償却を行う方が安全である。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

(質問3：のれんの償却と非償却の選択制の導入を支持する理由又は支持しない理由)

5. のれんの償却と非償却の選択制の導入を支持しない意見を概ね次のように整理している。
情報要請で示した見解は C-1 から C-4 であり、追加の見解はないと考えている。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
C-1	比較可能性の低下	・ のれんの償却を選択した企業と非償却を選択した企業が存在することになり、比較可能性が著しく低下し、利用者が混乱する。
C-2	複雑性の増加	・ 選択制を認めると、日本基準において、償却モデル用と非償却モデル用の2通りの固定資産に係る減損会計の基準体系が必要になり、会計基準が過度に複雑化する。 ・ 選択制を認めると、のれんの会計処理に関して、日本基準で選択肢が2つ、IFRS 会計基準、米国会計基準の選択を含めて4つの選択肢が併存することになり、複雑化するおそれがある。
C-3	恣意性の介入	・ 利益を良く見せたいという経営者の裁量が入り込む余地が大きくなり、会計の信頼性が損なわれる。
C-4	IFRS の任意適用という選択肢の存在	・ のれんの非償却を望む企業は、IFRS 会計基準を任意適用すればよく、日本基準に非償却を導入する必要はない。

6. のれんの償却と非償却の選択制の導入を支持する意見を概ね次のように整理している。
情報要請で示した見解は D-1 から D-4 であり、追加の見解と考えられるものについては D-5 に示している。

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
D-1	M&A の促進	・ 償却負担が制約となって見送られていたディープテック等の M&A を促進し、国内に技術や事業を取り込むことができる。
D-2	企業の実態に合わせた柔軟性の増加	・ のれんの償却は経営成績の適切な表現を阻害するノイズであり、非償却を選べるようにすることで経営実態をより正しく投資家に伝えられるため、選択制を導入することにより企業の実態に合わせた柔軟性が増加する。 ・ 減損テストの負担やガバナンスの体制に応じた会計処理の適用が可能となる。 ・ 上場と非上場での棲み分けなど、規模や状況に応じて選択する方法が考えられる。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
D-3	開示による比較可能性の担保	・ 選択制の弊害に対して、開示（注記等）を強化することで比較可能性が担保され、投資家の判断の助けとなり得る。
D-4	経過措置としての取扱い	・ 本来、非償却を導入することが望ましいが、非償却に移行するまでの経過措置として選択制を認めることが考えられる。
D-5	スタートアップ育成等の政策的目的での対応	・ のれんは一概に減耗せず国際的にも選択肢があるため、日本でも選択制を導入することを支持する。ただし、基準での選択ではなく、スタートアップ育成等の政策目的から対象を法制度的に限定すべきである。

（質問４：のれん償却費計上区分の変更を支持する理由又は支持しない理由）
のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする改正を支持しない理由

7. のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする改正を支持しない理由を概ね次のように整理している。情報要請で示した見解は E-1 であり、追加の見解と考えられるものについては E-2 以降に示している。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
E-1	営業費用としての性質	・ 毎期発生するのれんの償却費を営業外費用や特別損失へ移すことは、営業活動の実態を歪め、損益計算書の本質的な意味を歪める。 ・ のれんの償却費を販売費及び一般管理費とする現行の扱いは、収益と費用の対応関係から見て合理的であり、営業外費用や特別損失へ移すことは会計理論的な根拠に乏しい。 ・ 計上区分の変更は、営業外費用又は特別損失の計上区分の意味が不明瞭になる。
E-2	モラルハザードを招くおそれ	・ のれん償却費の営業利益からの除外に反対する。買収コストを主たる評価指標から外すと、規模拡大のみを追求するモラルハザードを招くおそれがある。規律維持のため営業利益に反映すべきである。
E-3	他の会計基準の適用に影響	・ のれん償却費は営業費用とすべきであり、変更は減損兆

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
	する可能性	候の判定や継続企業の前提の評価に影響する。営業利益から外すと、投資の回収可能性や営業損失を適切に評価できない。

8. のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする改正を支持する理由を概ね次のように整理している。情報要請で示した見解は F-1 と F-2 であり、追加の見解はないと考えている。

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
F-1	営業利益の改善	・あくまでののれんの非償却の導入を支持するが、短期的な解決策としては、計上区分を変更することについて、営業利益の見栄えが改善され、M&A 実行のハードルが下がるため、支持する。 ・学術的な論拠を示せるわけではないが、個人投資家が営業利益等の指標を用いて価値評価することによる影響を緩和できると考えられる。
F-2	短期的な対応としての位置付け	・あくまでののれんの非償却の導入を支持するが、のれんの非償却の導入の会計基準改正に時間を要するのであれば、短期的には一定程度の効果はあると考える。

のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正等

9. のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正等を支持する理由については概ね次のように整理している。情報要請で示した見解は G-1 と G-2 であり、追加の見解はないと考えている。

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
G-1	のれんの償却費の営業利益への影響に関する理解の促進	・会計基準を大きく変更しなくても、営業利益の前に「のれん償却前営業利益」という指標を設けることにより、投資家が「本来の収益力」と「償却の影響」を正確に判別できるようになる。 ・個人投資家に向けた説明が容易になることが想定される。 ・企業結合の影響をより分かりやすく伝えられるという観点から一定の効果があると考えられ、企業の IR で実

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
		際に表示している。
G-2	実務上の課題の解消への貢献	・「のれん償却前営業利益」のように表示上の工夫を行うことにより、のれん償却費を営業外費用や特別損失に変更したり、比較可能性を損なう償却と非償却の選択制を導入したりする必要がなくなる。

10. のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正等を支持しない理由については概ね次のように整理している。情報要請で示した見解は H-1 であり、追加の見解と考えられるものは H-2 以降に示している。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
H-1	投資家の判断への影響	・資本市場において正しく評価してもらえないというのが現実であり、効果がないと考える。 ・「のれん償却前利益」などの独自指標の導入は、かえって投資家にとって不透明な情報となり、企業の恣意的な業績操作（利益の底上げ）に利用されるおそれがある。 ・投資家やアナリストは、既に EBITDA 等の非 GAAP 指標を用いて企業価値を評価しており、会計上の区分を変更することは、価値評価の本質的な解決にはならない。償却費の計上区分の変更を検討するよりも、経営者が独自に示す「マネジメント業績指標（MPM）」などの任意開示や、IR の充実を通じて説明責任を果たすべき領域と考えられる。
H-2	会計基準の信頼性の低下のおそれ	・のれん償却前営業利益を設けると、のれん償却費が本来は販管費に含まれない異質なものと誤解を与えるおそれがある。これにより会計基準の信頼性が損なわれることを危惧する。
H-3	表示を強制する場合の負担	・本来は任意であるべき指標の一律義務化は企業の負担を増す。IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に倣い、重要性に応じた注記開示とするのが合理的である。

（質問 5：単体財務諸表への影響）

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

11. 単体財務諸表への影響を概ね次のように整理している。情報要請で示した情報は I-1 から I-3 であり、追加の情報と考えられるものについては I-4 に追加している。

No.	項目	単体財務諸表への影響
I-1	広範な影響	・ 金融商品取引法に基づき財務諸表を作成する会社においては、連結財務諸表だけでなく、親会社及びその連結子会社の単体財務諸表に影響を与えることとなる。 ・ IFRS 任意適用企業は連結財務諸表について対応されているものの、単体財務諸表については日本基準で作成しているため、IFRS 任意適用企業であっても、親会社及びその連結子会社の単体財務諸表の作成実務に影響を与えることとなる。 ・ 連結財務諸表の作成義務のない会社、特に、会社法に基づき会計監査を受ける会社に影響する。 ・ 会社法第 431 条の「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」に鑑みれば、会計監査を受けない中小会社に影響を与える可能性があると考えられる。
I-2	連結財務諸表に比べ低い重要性の基準値	・ 単体財務諸表は連結財務諸表に比べて重要性の基準値が低く設定されるのが通例であるため、連結財務諸表では重要性が乏しく取り上げられていない事象でも、単体財務諸表では相対的に利益や純資産に影響があり、財務諸表全体として無視できない影響が生じる場合もある。このため、実務上の負荷が重くなる可能性がある。
I-3	企業結合以外の領域における実務負担の増加	・ 非償却の導入に伴って固定資産の減損会計を見直した場合、企業結合を行っていない会社にも影響を与える。 ・ 実務上の負荷の具体例の 1 つには、固定資産の減損会計における 1 ステップアプローチへの移行が挙げられる。加えて、減損損失の戻入れ要否の検討も継続的な負荷になると考えられる。 ・ これらの負荷は人的資源の乏しい会社、特に単体財務諸表の作成のみを行う会社にとって深刻になる可能性があると考えられる。また、非上場会社では割引率の算定に必要な市場データの入手自体が困難なケースも多く、実務上の負荷が高まる可能性があると考えられる。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

No.	項目	単体財務諸表への影響
I-4	検証可能性の低い利益による配当を招くおそれ	・ 配当限度額の基礎となる単体財務諸表上の利益に検証可能性の低い非償却の会計処理を認めると、過大配当による債権者利益の侵害を招くおそれがある。

(質問 6 : 会計基準の開発範囲及び開発期間)

12. 仮にのれんの非償却を導入する場合の会計基準の開発範囲及び開発期間については次を整理している。情報要請で示した情報は J-1 と J-2 であり、追加の情報と考えられるものについては J-1 (追加) に示している。

No.	項目	分析結果の概要
J-1	開発する会計基準の範囲	・ 企業結合に関する会計基準の改正 ・ 無形資産に関する会計基準 ・ 固定資産の減損に係る会計基準の改正
J-1 (追加)	開発する会計基準の範囲 派生する論点やより具体的な論点など	・ IFRS 会計基準を基礎として減損基準を見直す際、のれん配分方法の日本基準と IFRS 会計基準の差異も慎重に検討すべきである。 ・ 非償却と全部のれん方式の導入時、資本連結実務指針の関連する取扱いの検討が必要である。 ・ のれん非償却の導入時、共通支配下の取引で生じるのれんの扱いの検討が必要である。 ・ のれん非償却の導入時、持分法実務指針の検討が必要である。
J-2	会計基準の開発に要する期間	・ 会計基準の公表までに少なくとも 3 年を要すると考えられる。 ・ さらに、基準を公表した後、周知や適用のための準備にも相応の期間を要すると考えられる。

13. 仮にのれんの償却を維持する場合の会計基準の開発範囲及び開発期間については次を整理している。情報要請で示した情報は K-1 と K-2 であり、追加の情報はないと考えている。

No.	項目	分析結果の概要
K-1	開発する会計基準の範囲	・ 企業結合に関する会計基準
K-2	会計基準の開発に要する期間	・ 基準公表までに概ね 1 年から 2 年程度の期間を要する

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

No.	項目	分析結果の概要
		と考えられる。

III. 見解の整理

14. 以下の見解の整理については、本資料第1項で記載したように、第56回基準諮問会議で行った整理の枠組みに基づいて、追加の情報を踏まえた更新を行っている。以下の部分のうち、前回から大きく更新している部分についてはハイライトを行っている。

見解の整理を行う視点

(会計基準としての改善を検討する観点)

15. 今回の検討については、テーマ提言の要因に照らした検討を進める中で、特に「現行の会計基準の改善が見込まれるか」という要因に関して検討を行っている。この「会計基準としての改善」という観点について、会計基準の役割を考えれば、会計基準を通じて提供される財務情報が「利用者に有用な情報であること」、そしてその便益がコストに見合っていることが中心となると考えられる。
16. 一般に、会計基準は企業会計の基礎にある前提や概念を体系化した概念フレームワークに基づいて開発される。このフレームワークは、将来の基準開発に指針を与える役割を有しており、国際会計基準審議会（IASB）や米国財務会計基準審議会（FASB）でも同様の体系が採用されている。両者の概念フレームワークは多くの点で共通しており、特に有用な財務情報の質的特性について、「意思決定との関連性（relevance）」と「表現の忠実性（faithful representation）」を中心的な特性に位置付けて、特性間のヒエラルキーを整理している。
17. 企業会計基準委員会（ASBJ）においても、中期運営方針の中で、高品質な会計基準の考え方として「投資家の意思決定にとって有用であること」を掲げている。また、その有用性は、提供される財務情報が「意思決定目的に関連すること」と「一定の水準で信頼できること」という2つの特性によって支えられるとされている。
18. 前項の考え方は討議資料「財務会計の概念フレームワーク」で示されるものである。IASBやFASBの概念フレームワークとは用語の差異（「表現の忠実性」と「信頼性」など）はあるものの、財務情報の質的特性に関する根本的な考え方は概ね共通しており、国際的な基準開発におけるコンセンサスとなっている。したがって本検討においても、いわゆる概念フレームワークにおける財務情報の基本的な質的特性である「意思決定との関連性」及び「表現の忠実性（信頼性）」を基本的な評価軸に据えることが妥当であると考え

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

られる。

19. この点、第 55 回基準諮問会議では、特にのれんの非償却の導入に関して、前項に近い意見が複数の委員から聞かれている。
- ① いわゆる概念フレームワークの質的特性（意思決定との関連性、表現の忠実性など）が観点として考えられる。
 - ② ①の質的特性のうち、特に比較可能性を重視すべきである。
 - ③ 特定の政策効果を重視し過ぎると、会計基準の中立性、信頼性を低下させる。
 - ④ 導入にあたってのコストを十分に考慮すべきである。
20. このため、意見聴取の見解を①いわゆる概念フレームワークの質的特性（意思決定への関連性、表現の忠実性、比較可能性、検証可能性、コスト・ベネフィット）、②国際的な整合性の観点での比較可能性、の観点で整理していく。
21. また、意見聴取では、のれんの非償却の導入がスタートアップ企業を中心とする成長のための M&A の促進に資するとする意見が多く、意見聴取対象者から聞かれていた。通常、ASBJ が会計基準を開発する際に、特定の経済効果の達成の観点を考慮しないが、今回はその観点での意見が多く聞かれていることから、③その他の観点として、副次的に M&A の促進などの観点からも、見解を整理していく。

のれんの非償却導入の検討に関する見解の整理

22. 意見聴取者の回答は概ね、次のような状況であった。
- (1) のれんの非償却の支持するかどうかについては、概ね、支持、不支持、中立のいずれかの意見を明らかにしていた。
 - (2) 償却と非償却の選択について積極的な支持はなかった。
 - (3) IFRS 会計基準を適用することで非償却とすることも可能となる点については、作成者から、IFRS 会計基準を適用することのコストの高さへの懸念が聞かれていた。
23. 本資料第 20 項の観点に沿った意見の分析は「有用な財務情報の観点での見解の整理」の表のとおりである。
24. なお、非償却の導入を支持する理由の中で、いわゆる概念フレームワークの質的特性の観点で表に追加する可能性のある情報として、情報要請等を通じて A-7（のれんは時の経過で減価するとはいえない）が追加されているが、第 56 回基準諮問会議において「表現の忠実性」の分析に既に含めている。また、非償却の導入を支持しない理由の中で、いわゆる概念フレームワークの質的特性の観点で表に追加する可能性のある情報はなかった

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

と考えている。また、のれんの償却と非償却の選択制の導入を支持する理由又は支持しない理由の中で、いわゆる概念フレームワークの質的特性の観点で表に追加する可能性のある情報はなかったと考えている。このため、今回、表に追加する視点はないと考えている。

(有用な財務情報の観点での見解の整理)
いわゆる概念フレームワークの質的特性の観点

	非償却の利点、償却の課題を指摘する意見	償却の利点、非償却の課題を指摘する意見
意思決定との関連性	企業価値評価をキャッシュ・ベースで行うため、償却の場合に財務諸表利用者は償却費を調整している。 国内外の投資家の収益性評価は EBITDA やフリーキャッシュフローが中心である。また、IFRS 型の減損テストは M&A の成否を可視化し、経営者のアカウンタビリティを高める情報価値を有する。	期間配分により償却して、獲得した利益と対応させることによって正しい投資の成果が示される。非償却ではシールドイング効果による Too Little Too Late 問題が生じる。 非償却では残高が残り続けるため、投資指標の分母が膨れ、投資効率が悪く見える。 個人投資家が接する情報は限定されており、償却の有無といった会計処理の違いが意識されていないことも少なくない。そのような状況において、非償却とすることで業績をよく見せたいという思惑があるとすれば投資家保護の観点から懸念がある。
	利用者の意思決定に中立である。	
表現の忠実性	のれん価値は規則的に減耗しない。 償却の場合、保守的に短期間の償却期間が設定されることがあり実態に合わない。 償却の場合、成果が期待される企業結合については償却期間を短く、成果の不確実な企業結合については長く設定される場合があり、実態に合わない。	のれん価値は減価するため、償却すべき性質のものである。非償却の場合、減損テストの際に自己創設のれんとの入れ替えが不可避に発生する。 非償却の下で、自己資本や総資産に比してのれん残高が大きく積み上がる状況が生じている。
比較可能性 (日本基準)	企業のそれぞれのステージや状況の違いを反映し得る。	選択制の場合には比較可能性が大幅に低下する。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

	非償却の利点、償却の課題を指摘する 意見	償却の利点、非償却の課題を指摘する 意見
内での選択 制)	経過措置として有効である。	
検証可能性	償却期間の設定に課題がある。	減損テストにおける将来キャッシュ・フ ローの予測や割引率の設定に関する課 題がある。 非償却については、企業結合の原価の配 分 (PPA) を厳格にする場合に識別可能無 形資産の識別、測定に課題がある。
コスト・ベ ネフィット	非償却の導入、維持に係るコストは、必 要なコストとして負担していく。それら は償却費ほどの規模はなく、IFRS 導入よ りも低コストである。 IFRS 会計基準任意適用の実務があり、監 査人として対応可能である。 減損テストを支援する専門家も増加し ている。	非償却における年次減損テスト及び PPA 厳格化によってコストが増加すると考 えられる。 減損テストの変更は、のれん以外の固定 資産にも及ぶ可能性がある。

いわゆる概念フレームワークの質的特性の観点でのまとめ

25. 意思決定との関連性の観点では、投資家が企業評価を行う際に償却費を足し戻してキャ
ッシュ・フローベースで分析を行うという実務との整合性や、M&A の成否の可視化という
面で、のれんの非償却の方が有用であるという指摘がある。一方、投資原価であるのれ
んとその回収の結果として獲得した利益との対応、のれんの残高が残り続ける課題への
対応という観点では償却の方が有用と指摘されている。
26. 次に、表現の忠実性に関しては、のれんの価値が規則的に減価しないという観点でのれ
んの非償却を支持する見解がある。一方で、のれんの価値の減価を反映するという点で
は、償却の方がのれんの性質を忠実に反映すると指摘されており、非償却はその性質を
反映できず、減損テストの際に自己創設のれんとの入れ替えが不可避免的に発生するとい
う問題が指摘されている。この点、償却については、償却期間が実態に合わないといっ
た指摘や、前述のように価値の減価は規則的ではないといった指摘もなされているが、
これはのれんの減価の状況をどのようにして適切に反映するかという課題を指摘するも
のであって、のれんの減価を背景にした償却の考え方を覆すまでに至らないと考えられ
る。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員
会の公式な見解ではない。

27. さらに、日本基準内でののれんの償却と非償却の選択制について、多くの参加者から比較可能性の低下を懸念する意見が聞かれている。
28. このほか、検証可能性については、非償却及び償却ともにそれぞれの課題がある。例えば、非償却については、企業結合の取得原価の配分（PPA）、減損テストにおける将来キャッシュ・フローの予測や割引率の設定に一定の課題がある。また償却については償却期間の見積りや償却パターンの決定に一定の課題がある。このようにそれぞれ異なる観点で検証可能性の課題が生じると考えられる。
29. コスト・ベネフィットについては、のれんの非償却と償却にそれぞれの利点や課題、対応可能性が言及されているが、のれんの非償却を導入した場合には、減損テストの手法や取得原価の配分（PPA）のあり方が大きく変わると考えられる。これにより、のれん以外の資産に影響が及ぶことになり、見積り範囲の拡大や実務負荷の増大などが生じることから、全般的に課題が大きいと考えられる。
30. 総じて、のれんの非償却の導入について、表現の忠実性やコスト・ベネフィットの観点でのれんの償却を上回る状況にないと考えられる。ただし、償却については、償却期間の見積りや償却パターンの決め方に一定の課題が指摘されている。
31. 日本基準内での非償却と償却の選択制については、比較可能性の観点から懸念が多く聞かれており、採用は難しいと考えられる。

国際的な整合性の観点

32. 非償却の導入を支持する理由又は支持しない理由の中で、国際的な整合性の観点で表に追加する可能性のある情報はなかったと考えている。

	非償却の利点、償却の課題を指摘する意見	償却の利点、非償却の課題を指摘する意見
国際的な整合性	海外投資家が分析している財務諸表における会計処理と整合するので、コミュニケーションが円滑になる。	特段の意見はなかった。
	複雑な調整でないため、利用者で調整が可能である。	

33. 国際的な整合性の観点からは、非償却の導入は海外投資家が分析している財務諸表における会計処理と整合し、投資家とのコミュニケーションを円滑にするという利点が指摘されている。
34. ただし、国際的な整合性の確保を重視するのであれば、のれん及び関連する周辺領域だけ対応しても不十分である可能性がある。その観点からは、IFRS 会計基準の任意適用の方が、より目的に合致すると考えられる。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

(その他の観点での見解の整理)

35. 非償却の導入を支持する理由について、その他の観点で表に追加する可能性のある情報はなかったと考えている。非償却の導入を支持しない理由の中で、その他の観点で表に追加する可能性のある情報として、B-14（不可逆な改正への懸念）を含めている。

	非償却の利点、償却の課題を指摘する 意見	償却の利点、非償却の課題を指摘する 意見
M&A の促進	PER（株価収益率）が重視される日本市場では、償却が市場での不当な低評価を招き、M&A を阻害している。その結果、企業成長を阻害している。	M&A が増加する明らかな実証的知見はない。 会計処理の違いによる影響は認識しておらず、M&A の活発化には他の要因もある。
将来の影響	（対応する指摘はないが、国際的な整合性が確保できる観点で利点があると捉えていると考えられる）	非償却の導入は償却への復帰を困難にする不可逆な改正である。

36. 日本の株式市場では個人投資家比率の高さなどの事情から PER（株価収益率）が重視されているとされ、このことからのれんの償却がプライシングに影響を与え、結果として M&A を阻害している可能性がある、意見聴取に参加した多くの関係者から指摘されている。
37. 一方で、非償却により M&A 件数が増加するとの明らかな実証的知見は示されていないことや、M&A の活発化には会計処理以外の要因も影響しているとの指摘がある。
38. この点、会計基準設定主体の役割は、一定の分析能力を有する財務諸表利用者²の意思決定に有用な財務情報を提供するための会計基準を開発することであり、M&A の促進は会計基準設定主体として評価できる範囲を超える課題と考えられる。実際、第 56 回基準諮問会議では経済的影響を配慮した基準開発を行うことへの懸念が聞かれている。このため、上記の観点での分析は会計基準の改善の観点からの検討には含まれないものとして本資料の記録に留めたいと考えている。

² 参考として、会計基準の開発において想定されている財務諸表利用者の姿について以下の記述があることを示しておく。

ASBJ 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」第 1 章 財務報告の目的 第 7 項「（前略）投資家の中には会計情報の分析能力に優れた者のほか、自らは十分な分析能力を持たず専門家の助けを必要とする者も含まれているが、証券市場が効率的であれば、情報処理能力の差は投資家の間に不公正をもたらさない。それゆえ、会計基準の設定にあたっては、原則として、一定以上の分析能力を持った投資家を想定すればよい。」

IASB「財務報告に関する概念フレームワーク」第 2 章 有用な財務情報の質的特性 第 2.36 項「財務報告書は、事業及び経済活動についての合理的な知識を有し、情報を勤勉さをもって検討し分析する利用者のために作成される。時には、十分な情報を持った勤勉な利用者であっても、複雑な経済現象に関する情報を理解するために助言者の支援を求める必要がある場合もある。」

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

39. また、視点を追加した将来の影響については、情報の内容を規定するものではないため非償却を導入すべきかどうかの決定要因にはならないものの、将来の選択肢が狭まる影響があることから重要な考慮要因になると考えられる。

のれん償却費計上区分の検討に関する見解の整理

(意見聴取等での見解の整理)

40. 意見聴取者及び情報要請の回答は概ね、次のような状況であった。
- (1) 本質問に直接回答した聴取者は少数であった。償却を維持する場合ののれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とすることについて、一部、経過的な効果を指摘する意見はあったが、積極的に支持する意見はなかった。また、情報要請では、この変更の実務的な影響が追加で指摘されている。
 - (2) 償却を維持する場合ののれん償却前営業利益の表示については、支持しない意見もあったが、支持する意見も聞かれた。情報要請では表示を強制する場合の負担について指摘があった。なお、これに関連して、第9回公聴会の追加の意見聴取では、決算短信等でのれん償却前営業利益、のれん償却前経常利益、のれん償却前純利益の制度開示を求める提案が聞かれている。また投資判断に直結する利益に関連する指標（EPS、PER、ROE など）についても、のれん償却前の利益をベースとした指標を利用できる環境を整えるべきであるとの意見が聞かれている。
 - (3) MPM に相当する指標の開示を支持する意見は少なかった。
41. これらを踏まえた事務局の分析のまとめは次のとおりである。
- (1) のれん償却費を営業外費用又は特別損失として計上することについて、積極的な支持は示されていない。意思決定との関連性では、償却費を営業外費用又は特別損失として計上すると営業利益等の段階損益が不明確になる懸念が指摘された。
 - (2) 一方、のれん償却前営業利益の欄を設けることで投資家への情報提供の工夫となり、営業外費用や特別損失として計上する必要はなくなるとの見解が示された。また、MPM については、調整表の開示がなされることを前提に支持する意見が一部から聞かれた。
 - (3) 総じて、償却費を営業外費用又は特別損失として計上することには意思決定や会計区分の明確性、日本基準上の解釈に関する懸念が残ることが考えられる。

ディスカッション・ポイント

前項までの基準諮問会議事務局の整理についてご質問やご意見をいただきたい。

以 上